

予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
	千円	千円		千円
1 何々				
2 何々				
歳入合計				

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般
				国(都道府県) 支 出 金	地方債	その他	財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 何々							
2 何々							
歳出合計							

備考 1 前年度予算額の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

2 歳入
(款) 何々

(項) 何々

目	本年度	前年度	比	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
1 何々				何々		
				何々		
2 何々				何々		
				何々		
計						

備考 1 前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。

2 説明欄には、収入見込額の算出基礎、税(料)率その他参考となる事項を記載することができること。

3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

3 歳出

(款) 何々

(項) 何々

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国(都道府県)支出金	地方債	その他				
1 何々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	何々	千円	
								何々		
2 何々								何々		
								何々		
計								/	/	/

- 備考
- 1 前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
 - 2 説明欄には、予算を計上した目の内訳その他参考となる事項を記載することができること。
 - 3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千 円)	合 計 (千 円)	備 考
		報 酬 (千 円)	給 料 (千 円)	期 末 手 当 (千 円) 年 間 支 給 率 (月 分)	調 整 手 当 (千 円)	寒 冷 地 手 当 (千 円)	そ の 他 の 手 当 (千 円)	計 (千 円)			
本 年 度	長 等										
	議 員										
	そ の 他 の 特 別 職										
	計										
前 年 度	長 等										
	議 員										
	そ の 他 の 特 別 職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	そ の 他 の 特 別 職										
	計										

- 備考 1 長等とは知事（市町村長）、副知事（助役）及び出納長（収入役）をい
い、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
- 2 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される特別職の職員で予算の積算
の基礎となつたものについて記載すること。
- 3 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容
を具体的に記載すること。

※〔法規八〇九四〕⑧(4)

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	()							
前 年 度	()							
比 較	()							

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)			
	本 年 度									
	前 年 度									
	比 較									

- 備考 1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
- 2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う 増 減 分			
		普通昇給に伴う 増 加 分			
		昇給期間短縮に 伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う 増 減 分			
		その他の増減分			

- 備考 1 昇給期間短縮とは、給与に関する条例において昇給の基準として規定する一般的な昇給期間の経過前に給料月額を引き上げることとなるすべての措置をいう。
- 2 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。
- 3 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		何々職	何々職		
年 月 日現在	平均給料月額 (円)				
	平均給与月額 (円)				
	平均年齢 (歳)				
年 月 日現在	平均給料月額 (円)				
	平均給与月額 (円)				
	平均年齢 (歳)				

イ 初任給

区 分	何々職 (円)	何々職 (円)	国 の 制 度		
			何々職 (円)	何々職 (円)	
高校卒					
大学卒					

ウ 級別職員数

区 分	何々職			何々職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
年 月 日現在	何級	()	()	何級	()	()
	何級	()	()	何級	()	()
	計	()	()	計	()	()
年 月 日現在	何級	()	()	何級	()	()
	何級	()	()	何級	()	()
	計	()	()	計	()	()

※〔法規七一三〇〕④

(級別の標準的な職務内容)

区 分	何 級	何 級		
何 々 職				

エ 昇給期間短縮

区 分	合 計	代表的な職種			
		何 々 職	何 々 職		
本 年 度	職 員 数 (A)(人)				
	昇給期間短縮に係る職員数 (B)(人)				
	昇給期間の短縮月数別内訳	3月 (人)			
		6月 (人)			
		何月 (人)			
		何月 (人)			
	比 率 (B) / (A)(%)				
	特別昇給に係る職員数 (人)				
前 年 度	職 員 数 (A)(人)				
	昇給期間短縮に係る職員数 (B)(人)				
	昇給期間の短縮月数別内訳	3月 (人)			
		6月 (人)			
		何月 (人)			
		何月 (人)			
	比 率 (B) / (A)(%)				
	特別昇給に係る職員数 (人)				

※〔法規八〇九四〕⑧(4)

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段 階、職務の 級等による 加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本年度	()	()	()		
前年度	()	()	()		
国の制度	()	()	()		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置 等	退職時特 別昇給	備考
支給率等							
国の制度 (支給率 等)							

キ 調整手当

支給対象地域					
支給率 (%)					
支給対象職員数 (人)					
国の制度 (支給率) (%)					

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 権		
		何 々 職	何 々 職	
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%) (年 月 日現在)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

※〔法規八〇九四〕③(4)

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」、「イ 初任給」、「ウ 級別職員数」、「エ 昇給期間短縮」及び「ク 特殊勤務手当」の何々職の区分は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあつては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
- 2 「ア 職員1人当たり給与」及び「ウ 級別職員数」は、予算調製時及びその1年前の数値により、「ク 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調製時の数値により、それぞれ作成すること。
- 3 「ア 職員1人あたり給与」は、「短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
- 4 「ア 職員1人当たり給与」の平均給与月額は、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
- 5 「イ 初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
- 6 「ウ 級別職員数」の（ ）内には、短時間勤務職員について外書きすること。
- 7 「ウ 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
- 8 「エ 昇給期間短縮」の職員数欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
- 9 「オ 期末手当・勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、支給期別支給率欄及び支給率計欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の（ ）内には、再任用職員の標準的な支給率を、備考欄には、算定基礎に含まれる手当の種類について国の制度との異同等をそれぞれ記載すること。
- 10 「キ 調整手当」の支給対象地域欄には、支給率の区分及び国の制度における区分により分別して記載すること。

※〔法規八〇九四〕⑧(4)

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画					前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源
					特定財源									
					国(都道府県)支出金	地方債	その他							
1 何々	1 何々		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
			計											
2 何々	1 何々													
			計											

※〔法規八〇九四〕⑧(4)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国(都道府県)支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円

備考 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	千円	千円	千円	千円	千円
(1) 土木債					
(2) 農林水産債					
(3) 教育債					
(4) 公営住宅債					
(5) 何々債					
2 災害復旧債					
(1) 土木債					
(2) 農林水産債					
(3) 公営住宅債					
(4) 何々債					
3 その他債					
(1) 転貸債					
(2) 歳入欠か					
(3) ん債					
(4) 退職手当債					
(5) 何々債					
合計					

備考 借替債で他の地方債の区分により区分することができないものについては、3 その他の項に借替債の区分を設けて記載すること。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号・59年8月21号・60年8月22号・61年1月1号・平成2年2月2号・12月33号・3年12月30号・9年12月42号・13年1月総務令5号・16年7月111号〕